

2 . 行政

- 2（１） 酪肉近の市町村計画について、単位市町村当たりの飼養頭数、飼料基盤も小さい場合、市町村単位でなくエリアで作成できないか。
（地域の実情等を踏まえると、耕畜連携等にあたって１市町村では解決し難い問題もある。）

（答）

- 1 酪肉近計画は、行政による酪農及び肉用牛生産の振興の計画的な推進をねらいとしたものであるため、制度的に、行政区分ごとに、その主体となる地方公共団体がそれぞれに作成することとなっています。
- 2 また、一定の水準以上の飼養頭数や飼養密度等が確保されていない市町村にあつては、一般的にみて、
酪農あるいは肉用牛生産に適した条件を備えているとは言い難いこと
市町村住民にとって酪農あるいは肉用牛生産が重要な地位を占めているとは言い難いこと
等により、計画達成に向けた積極的かつ実地的な取り組みの実行が困難と考えられることから、市町村計画を作成することができる基準が設けられたものであります。
- 3 なお、基準を満たさない市町村であっても、市町村として酪農あるいは肉用牛生産の振興を計画的に図る必要がある場合には、酪肉近計画に準ずる計画を作成することが適当と考えています。

（更問１）市町村の基準を満たす目標を掲げた市町村は、すべて市町村計画を策定できるか。

（答）

自給飼料の増産や乳牛・肉用牛の導入に関する具体的な計画等に基づいて、飼養頭数、飼養密度、都道府県牛１頭当たり飼料供給地面積等の一定の基準を満たすことが確実になければなりません。

したがって、都道府県知事は、市町村計画の協議に際して、現状を踏まえ市町村基準を満たし得る具体的な措置の有無とその確実性を勘案することになります。

（更問２）市町村計画を策定できない場合には、畜産振興総合対策の事業対象地域から外れるのか。

（答）

地域農業マスタープランを策定している市町村が本事業の対象地域となっており、酪肉近計画（又は農業振興整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）を定めていない市町村であっても、都道府県知事が総合的な経営・生産対策を計画的に実施する必要があると認めれば地域農業マスタープランを策定することができることとなっています。そのためには、市町村が酪肉近計画に準ずる計画を策定することが適当と考えられます。

2 (2) 都道府県計画については、各県の積み上げの合計と国の数値との整合性をとる必要はないと聞いていますが、県が市町村計画の協議を受ける場合も同じと考えてよいか。

(答)

1 地方分権推進の観点から、今回の酪肉近計画の作成にあたって、都道府県計画については、農林水産大臣の認定から協議に、同様に市町村計画については、都道府県知事の認定から協議にそれぞれ改正したところです。

これに伴い、これまで、頭数や生産量等の数値目標については、国の目標と市町村・都道府県の積み上げとの整合性をとっていたが、今回からは市町村・都道府県がより主体的に設定し、各々の計画を作成するものとしています。

2 このため、市町村・都道府県酪肉近計画の内容については、地域の条件や特色に応じた地域段階での生産努力目標等を踏まえ、自らの課題を解決した上で意欲的かつ合理的なものであれば、積み上げた数値等が国の目標と相違することもやむを得ません。

3 なお、今回策定される都道府県計画は、従来以上に地域の事情を反映した「地域の酪農及び肉用牛振興に係る長期的プラン」であることから、今後、その評価・フォローを実施していく中で、高い目標を掲げ着実に実績を上げている都道府県あるいは目標に向け相応の努力をしている都道府県への施策の重点化等について検討を行うこととしています。

2 (3) 都道府県や市町村の頭数目標等は、幅を持たせてもよいか。

(答)

1 国の基本方針における全国の目標数値等同様、都道府県及び市町村計画の目標数値等を幅で示すことは不適當と考えられます。

2 なお、国の基本方針における地域ごとの目標数値等に幅があるのは、地域（あるいは地域内の都道府県）ごとの今後の取り組みに濃淡が生じることを想定したものです。

2(4) 飼料作付面積の目標が110万haということだが、その根拠はどうなっているのか。(趨勢は減少している。)

(答)

- 1 平成22年の飼料作付け面積の目標値は110万haで、平成9年の作付け面積97万haより14%程度の伸びを見込んでいます。
- 2 この目標値は、地域・田畑別にトレンドを基に算出したものの合計であり、その内訳は、
北海道 田： 17.9千ha(対9年：109.1%)
畑： 663.2千ha(対9年：110.0%)
都府県 田： 142.1千ha(対9年：139.9%)
畑： 276.8千ha(対9年：113.2%)
と、特に都府県の田において高い伸びを見込んでいます。
- 3 推計に当たっては、北海道の田を除く面積については、作付面積の伸びが安定的に推移してきた1976年(昭和51年)以降の数値、北海道の田については、ほぼ現在と同程度の作付面積で推移することとなった1987年(昭和62年)以降の数値をもとにトレンドを求めています。
- 4 この目標を達成するため、
耕地の冬期利用
転作田における作付
畜産経営内耕地での作付
耕作放棄地・不作付地での作付け
離農跡地の集積
草地造成
等の施策を推進していくこととしています。

2 (5) 飼料増産目標における、林地放牧での利用面積の取り扱いはどのようなになっているのか。

(答)

- 1 平成 22 年の飼料作付け面積の目標値は 110 万 ha で、平成 9 年の作付け面積 97 万 ha より 14 % 程度の伸びを見込んでいます。

この目標値の設定に当たっては、地域・田畑別（農地）の作付面積の伸びが安定的に推移してきたときのトレンドを基に算出したものの合計で、野草地等における林地放牧での利用面積は外数として示されておられません。しかしながら、放牧には、自給率の向上はもとより、以下のような利点があることから、今後その取組の推進を図ることとしています。

- 2 放牧は、

家畜自身によって直接草を採食させる省力的な利用方式であり、労働時間（特に農作業の競合する夏期の労働時間）の削減により生産コストの大幅な低減が可能なこと

夏期間の放牧実施により冬期間の粗飼料確保に専念できること

適度な運動と適正な粗飼料の採食により、強健な育成牛が確保されること

土 - 草 - 家畜のリサイクルシステムが確保され、畜産環境問題の防止と地力の維持増強が図られること

野草等の低・未利用資源の有効利用及び傾斜地等の耕作不適地でも利用が可能である等国土の有効利用に資すること

等多くの利点があり、生産コストの低減に大きく寄与するものであることから、ゆとりある畜産経営の実現を図る上で、重要な意義があります。